

尾張旭市教育委員会（7月）定例会次第

日時 令和4年7月20日（水）
午後2時
場所 市役所3階 講堂（2）

- 1 開会のあいさつ
- 2 前回会議録の承認について
- 3 報告
別紙のとおり
- 4 付議事件
 - (1) 第14号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (2) 第15号議案 令和5年度使用教科用図書の採択について（資料当日配布）
- 5 その他
- 6 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和4年8月17日（水）午後2時
場所 市役所3階 講堂（2）

I 令和4年度第2回尾張部都市教育長会議

(令和4年7月1日(金) 於:尾張旭市渋川福祉センター)

1 開会

2 会長あいさつ

小牧市教育長 中川 宣芳

3 開催市長あいさつ

尾張旭市長 森 和実

4 愛知県教育委員会あいさつ

教育長 飯田 靖

5 愛知県教育委員会からの連絡事項

教職員課 課長補佐 市川 昇

高等学校教育課 担当課長 大谷 浩司

義務教育課 課長補佐 尾本 国博

6 協議議題

(1) 議題1 学校施設の改築(減築)について

【一宮市】

(2) 議題2 小中学校の部活動のあり方について

【日進市】

(3) 議題3 デジタル教科書の導入状況について

【尾張旭市】

(4) 議題4 学校給食のアレルギー対応について

【尾張旭市】

7 諸連絡

8 次回開催

開催市 春日井市

日時 令和4年10月21日(金)

場所 春日井市役所 12階 大会議室

9 閉会のあいさつ

II 愛日地方教育事務協議会（令和4年7月7日（木） 於：尾張旭市役所）

1 開会のことば

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) その他

4 報告・連絡事項

- (1) 事務局からの連絡依頼事項
 - ・研究委嘱校研究協議会
日進市竹の山小学校 11月9日（水）
- (2) その他
 - ・総務、財務担当課長会議
10月5日（水） スカイワードあさひ

5 その他

- (1) 事務所からの連絡依頼事項
 - ① 教育事務所長挨拶
 - ② 教育事務所からの指導事項
 - ・次長兼総務課長
 - ・指導第二課長
 - ③ 教育事務所からの連絡・依頼事項
 - ・学校教育係
- (2) その他

6 閉会のことば

尾張旭市教育委員会

(令和4年6月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（6月）定例会会議録

1 日 時 令和4年6月22日（水） 午後2時00分

2 場 所 市役所3階 講堂（2）

3 出席者 教育長 河村 晋
委員 山本 真依子
委員 堀 祐子
委員 伊藤 智成
委員 松尾 功

4 出席職員 教育部長 三浦 明
管理指導主事 伊藤 彰浩
管理指導主事 伊藤 和由
教育政策課長 田島 祥三
学校教育課長 田中 健一
学校給食センター所長 松原 友雄
生涯学習課長 鈴木 直子
図書館長 三浦 明美
文化スポーツ課長 加藤 剛
文化スポーツ課主幹 矢野 嘉通
指導主事 寺田 泰次郎
教育政策課係長 中川 暢顕
教育政策課副主幹 稲生 さより

5 傍聴者 3名

6 会議に付した事件

- (1) 承認第1号 令和4年度一般会計補正予算（6月追加）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて
- (2) 第12号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
- (3) 第13号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	<p>本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから6月定例教育委員会を開催します。</p> <p>さて、今年は平年より遅い梅雨入りとなりました。曇りや雨ですっきりしない天気が続いています。この先、前線が活発に活動し、大雨や集中豪雨となることも多く、さらに線状降水帯の発生により局所的な災害が発生することも想定されますので、防災情報として重要な天気予報にも注意し、事前の対策をしていっていただきたいと思います。</p> <p>既にお願ひしてある熱中症対策、さらにまだまだ続いている新型コロナウイルス感染症への対策など、私たちは多くの対策を講じながら日々過ごしていかなければなりません。</p> <p>昨日の厚生労働大臣の記者会見で、特に夏場の屋外でのマスク着用は、熱中症のリスクが高まるとして、近距離で会話する場合を除いて、徒歩や自転車での通勤通学や、散歩やランニング、ラジオ体操といった運動時には、マスクを外していただくようお願いすると、呼び掛けがありました。</p> <p>今年度前期の学校訪問の際にも、体育の授業におけるマスクの着用も見かけることがあり、さらに全国では、学校で屋外の運動中に多くの生徒が救急搬送される事例も発生しており、学校へはより一層の指導を徹底していただくようお願いいたします。</p> <p>SDGsということも当たり前となり、より良い世界を目指す世界目標に向かって取り組んでいくことも必要です。今、何をすべきか。そして未来を担う子どもたちに何ができるようにしなければならないのか。そうした先を見据え、人づくりの根幹である教育を進めていくことが何よりも大切であると考えます。</p> <p>市教育委員会では、現行教育振興基本計画が来年度に期間満了となるため、新たに計画の策定の準備を進めています。一人一台のタブレット、環境教育や消費者教育などこれまで以上に取組が重要となってきます。さら</p>

	<p>に人生100年も考えリカレント教育も大切になってきます。この先数十年を見通し、今後何をしていくべきか、何が課題になるかをしっかりと捉え、計画を作成し具現化していただくことをお願いします。</p> <p>それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、5月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。</p> <p>(無しの声)</p> <p>無いようですので、5月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は堀委員を指名しますので、後ほどお願いします。</p> <p>次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。</p>
教 育 部 長	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>・6月議会について</p>
教 育 長	<p>ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。</p>
伊 藤 委 員	<p>6月議会の質問について、いつもに比べて件数が多いように感じのですが、理由がありますか。</p>
教 育 部 長	<p>特に理由はないと思います。3月議会でも同様に質問をいただいているので、教育に関心があると認識しております。</p>
伊 藤 委 員	<p>喜ばしいことなので、よろしくお願いします。</p>
教 育 長	<p>市議会において多くの質問があり、教育には多くの方が関心を持っているということですが、色々な課題が多いのが現状で、その現状に対して様々な質問が出てきます。今回の答弁の概要を事務局の方で検討していく、あるいは新たな方策を考えていく答弁をしていますので、引き続き項目について検討しながら、新たな対策を講じていただきたいと思います。</p> <p>他にご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(無しの声)</p> <p>無いようですので、次の報告をお願いします。</p>
管理指導主事(伊藤彰)	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>・6月校長会議等について</p>

教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
伊 藤 委 員	ロシアとウクライナの戦争があり、保護者がテレビで見ても悲惨な映像が流れていますが、子ども達が映像を見て怖いなどの報告がありますでしょうか。
管理指導主事(伊藤彰)	特には報告がありませんので、重大なことにはなっていないと思います。ただ、学校で戦争のことを話す子はいると思うので、担任等が正しいことを説明して、安心して教育活動が進められるようにしていると思います。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
	・年齢別人口からみた学校別・児童生徒数とクラス数について
	・情報公開請求について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
松 尾 委 員	後援・推薦行事の令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクールですが、実施期間が長いのに昨年中学生の応募が5人と言われました。選挙が18歳から投票出来るようになり選挙に関するイベントにしては、応募数が少ないので対策が必要ではないかと思いました。
教育政策課長	選挙管理委員会からの依頼で後援をしています。今年も小中学校にチラシの配布を行っています。今年は、応募が多いと良いと考えています。
教 育 長	選挙管理委員会が募集している事業なので、教育委員会から募集についての手法について意見はできませんが、今後統一選挙がある時など、提出されたポスターを選挙の啓発物品として活用することもできるので、関心が持てるような募集の仕方を選挙管理委員会と調整していただけたらと思います。よろしくをお願いします。
	児童生徒数とクラス数の推計ですが、転用が可能である室、例えば多目

	<p>的教室が多目的教室と記入してない学校は、その学校に多目的教室があるのか、ないのか、何らかの理由で転用できないので記入していないのか分かりにくいと思います。必ず転用できない教室を明記した方が分かりやすいのではないかと思います。分かりやすい記載方法があれば、改めて欲しいと思います。現実には転用可能でない教室が、不足した時に転用すると、常にこの教室は不安な材料を抱くこととなります。一年なら転用してもなんとかなるが、ずっとなくなると支障をきたすことになるかもしれないので、取扱いについて事務局で協議していただきたいと思います。</p>
教 育 長	<p>他にご意見・ご質問はございませんか。</p>
堀 委 員	<p>児童生徒数とクラス数の推計ですが、旭小学校と西中学校で増築工事をされたということですが、この前旭小学校に学校訪問に行った時、校長室の天井がはがれそうになっていたり、トイレのタイルが欠けていたりしました。増築工事の時に一緒に対応できなかったのですか。衛生面を考えると、細かい所にも目を向けていただきたいと思いました。</p>
教育政策課長	<p>旭小学校につきましては、老朽化が進んでいます。増築工事がなければ次に大規模改修工事をする予定でしたが、急きょ増築工事をするようになりましたので改修工事は延期しています。しかしながら、次に改修工事をするのは旭小学校を予定しており、また、トイレにつきましては、今年度から改修をしていますので、老朽化の対応をしていきたいと思います。</p>
教 育 長	<p>一度に工事することは、難しいです。計画的に対応しているということですが、計面前であっても不都合がある場合は、よく見ていただき改修の対応をしていただきたいです。よろしくお願いします。</p>
	<p>他にご意見・ご質問はございませんか。</p>
	<p>(無しの声)</p>
	<p>無いようですので、次の報告をお願いします。</p>
	<p>(資料に基づき説明)</p>
文化スポーツ課長	<p>・三宅家住宅の文化財登録について</p>
教 育 長	<p>ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。</p>

伊藤委員	文化財に登録されますと、保全をする必要があると思うのですが、居住している住宅の修理費、管理費は、国の補助金が出るのか、市から負担するのか、個人で管理するのか教えていただきたいです。
文化スポーツ課長	基本的には、所有者が管理することになります。所有者から管理について相談がありまして、県に確認したところ、軽微な改修は、国や県への申請や、市の許可等は必要ないとのことでした。また、改修等に係る費用も原則所有者が負担することとなります。
教育長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次に次第の4、付議事件に入ります。
	はじめに「承認第1号 令和4年度一般会計補正予算（6月追加）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」審議します。
教育部長	(資料に基づき説明)
	・承認第1号 令和4年度一般会計補正予算（6月追加）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「承認第1号 令和4年度一般会計補正予算（6月追加）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」は原案どおり承認してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり承認)
	次に「第12号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」審議します。
指導主事	(資料に基づき説明)
	・第12号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり

	ましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第12号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
教 育 長	次に「第13号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」審議します。
学校給食センター所長	(資料に基づき説明)
	・第13号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第13号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	(次回定例会日程について説明)
教 育 長	それでは、これをもちまして、6月定例教育委員会を閉会いたします。
	閉 会 午後2時53分
	教育長
	委 員

7月定例教育委員会報告

7月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和4年7月20日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	
管 理 指 導 主 事	1 7月校長会議等について（資料当日配布）
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について 3 令和4年度尾張旭市中学生海外研修事業オンライン交流会の実施について
学 校 教 育 課	1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について
学 校 給 食 セ ン タ ー	
生 涯 学 習 課	
図 書 館	
文 化 ス ポ ー ツ 課	1 第41回市民ゴルフ大会の開催について
全 課	

1 7月校長会議等について

1 7月校長会議

(1) 教育長

- はじめに
あいさつの大切さ 「こども家庭庁」設置法可決 不登校の状況
次期教育振興基本計画策定に向けてスタート
- 学校を取り巻く状況の大きな変化 学校の課題もさらに大きく
- 夏休みを迎えるにあたって

(2) 教育部長

- 市議会6月定例会について
- 個人情報取り扱いについて
- ワーク・ライフ・バランス推進強化月間について
- 無形民俗文化財に係る保存会の出前授業について

(3) 管理指導主事

- 危機管理に係る管理職の対応について
- 夏季休業中の服務について
- 教職員の不祥事根絶に向けて

2 学校の様子

- 全体的には落ち着いて生活している。いくつかの学校では、問題行動も見られるが、学校が適切に対応している。
- 暑い日もあるが、エアコン稼働により、快適な環境で授業が行われている。
- 中学校は6月14日・28日・29日に、小学校は7月4日にあいさつ運動（地域のおじさんおばさん運動）を実施した。児童会・生徒会、健全育成、PTA、民生児童委員、地域の方など多くの方に参加いただいた。
- 本年度からスタートした学校運営協議会について、ほとんどの学校で、第1回の会議を実施した。子どもたちのために学校と地域が目標やビジョンを共有できた。
- 民生児童委員との懇談会などを実施し、子どもたちの様子や課題を共有することができた。夏季休業中の子どもたちの様子を気にかけてもらうよう依頼した。
- 夏季休業を前に、交通事故の予防、水難事故の予防、熱中症の予防、自殺の予防といった指導を、各校で実施している。
- 中学校総合体育大会・瀬戸尾張旭大会が行われ、子どもたちが活躍した。

1 後援・推薦行事について

令和4年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
22	推薦	『夢をかなえるために自分を知る』メンタルトレーニング体験会	渋川福祉センター	令和4年6月25日(土)から12月(未定)	小中学生の子どもたちとその保護者たちに対して、家庭内でのコミュニケーションの質を高めるための講演を行い、各家庭や地域から子どもが健やかに育つきっかけとなるイベントを開催する。	クラブアトレティコヒラソル 理事長 鈴木 理一郎
23	後援	令和4年度愛知県小中学校音楽教育研究大会(愛日大会)	尾張旭市文化会館	令和4年10月14日(金)	研究発表、講演会を行うことにより、小中学校音楽教育の向上に寄与する。	愛知県小中学校音楽教育研究会 会長 若山 由美子
24	後援	ロボット教室無料体験会	尾張旭中央教室、晴丘教室	令和4年7月4日(月)から7月16日(土)	STEAM教育の啓蒙及び、理系教育の横断的な学びを通じ実社会で課題解決に役立つ人材育成を促進する。	ヒューマンアカデミー株式会社 マネージャー 沼 夏樹
25	後援	さんすう教室無料体験会 楽しく計算してみよう	尾張旭瀬戸街道教室、晴丘教室	令和4年7月9日(土)から8月27日(土)	STEAM教育の啓蒙及び、理系教育の横断的な学びを通じて実社会で課題解決に役立つ人材育成を促進する。	ヒューマンアカデミー株式会社 マネージャー 沼 夏樹
26	後援	第9回 森林公園植物園OSCNセーフティ!サイクリング	愛知県森林公園	令和4年9月11日(日)、予備日9月25日(日)	自転車による事故や危険利用を防ぐための講習を行うことにより、公道において交通安全の手本となる自転車利用者の増加を促し、地域交通環境の向上に貢献する。	交通教育NPO OSCNじてんしゃスクール 代表 片山 昇

27	後援	第14回菊武夏まつり	尾張旭キャンパス (名古屋産業大学、名古屋経営短期大学)	令和4年8月27日 (土)	尾張旭市及び近隣市町の市民との交流を深め、地域貢献の一環として夏まつり実施する。同日に行われる「尾張旭たのしい夏まつり」との連携も図る。	学校法人 菊武学園 理事長 高木 弘恵
28	後援	こどもの未来応援講座	尾張旭市新池交流館ふらっと	令和4年8月5日 (金) から 8月29日 (月)	子どもの脳の発達段階や個性・才能に合わせた子育て方法がわかる講座で、子どもたち一人一人が個性や才能を発揮し、安心して暮らせる未来を実現するため、社会貢献事業として開催する。	一般社団法人 日本親子応援団 代表理事 小原 茉奈
29	推薦	体幹・かけっこ教室	総合体育館	令和4年7月18日 (祝)	子どもたちの運動能力向上のためバランストレーニングや走り方の教室を行う。	日本トレーニング推進協会 代表理事 山田 康明

許可件数8件(後援6件、推薦2件)

新規団体は番号の下に下線

2 情報公開請求について

請求年月日	令和4年5月19日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	(1) 尾張旭市立旭丘小学校長の2022年4月1日から2022年5月19日までの旅行命令書・復命書・旅費関係等に関する書類一切。 (2) 尾張旭市立旭丘小学校の2022年4月の在校時間記録。 (3) 尾張旭市立旭丘小学校の2022年4月分と2022年5月分の校内衛生小委員会の開催記録。
決定年月日	令和4年6月1日
開示区分	一部公開
開示文書名	(1) 尾張旭市立旭丘小学校長の2022年4月1日から5月19日までの旅費確認書、旅行命令書、復命書(4月11日分) (2) 尾張旭市立旭丘小学校の2022年4月の「在校時間状況記録一覧表」 (3) 尾張旭市立旭丘小学校の2022年4月と5月の校内衛生小委員会の会議録
担当部署	学校教育課
備考	1 非公開とした部分 (1) 旅費確認書及び旅行命令書の校長の居住地に関する部分 (2) 旅費確認書(一部)及び旅行命令書(4月11日分)の添付書類(有料道路の領収書) 2 非公開理由 (1) 尾張旭市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害する恐れがあるため。 (2) 現段階で文書の作成が行われておらず、文書が不存在であるため。

請求年月日	令和4年6月10日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度5月分の「在校時間状況記録一覧表」(市内12校分) (2) 本地原小学校教諭の令和3年度の年次休暇処理簿 (3) 尾張旭市立城山小学校及び尾張旭市立旭中学校の令和4年度5月の校内衛生小委員会及び衛生委員会の会議録 (4) 尾張旭市立本地原小学校の令和3年度3月分の「在校時間状況記録一覧表」 (5) 本地原小学校教頭の令和3年度と令和4年度の年次休暇処理簿、令和3年度3月と令和4年度4月のタイムカード
決定年月日	令和4年6月23日
開示区分	一部公開
開示文書名	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度5月分の「在校時間状況記録一覧表」(市内12校分) (2) 尾張旭市立城山小学校及び尾張旭市立旭中学校の令和4年度5月の校内衛生小委員会及び衛生委員会の会議録 (3) 尾張旭市立本地原小学校の令和3年度3月分の「在校時間状況記録一覧表」 (4) 本地原小学校教頭の令和3年度3月と令和4年度4月のタイムカード
担当部署	学校教育課
備考	<ul style="list-style-type: none"> 1 非公開とした部分 <ul style="list-style-type: none"> (1) 在校時間状況記録一覧の対応等に関する部分 (2) 本地原小学校教諭の令和3年度の年次休暇処理簿及び教頭の令和3年度と令和4年度の年次休暇処理簿 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第1号に該当個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害する恐れがあるため。

3 令和4年度尾張旭市中学生海外研修事業オンライン交流会の実施について

1 目的

外国の自然や生活、文化の違い、歴史等を直接体験させ幅広い視野と国際感覚を育むことを目的とした、中学生海外研修事業の代替事業としてオーストラリア現地校とのオンライン交流会を実施します。

2 開催日時

令和4年8月19日（金）

午前9時40分から10時50分まで

3 開催場所

(1) 尾張旭市中央公民館

(2) オーストラリア ビクトリア州 ウィットルシー市 セカンダリーカレッジ

4 実施内容及びタイムスケジュール

オンライン会議アプリ「Zoom」等を使用し、リアルタイムで尾張旭市と現地校をつなぎ、オンラインで交流を行う。

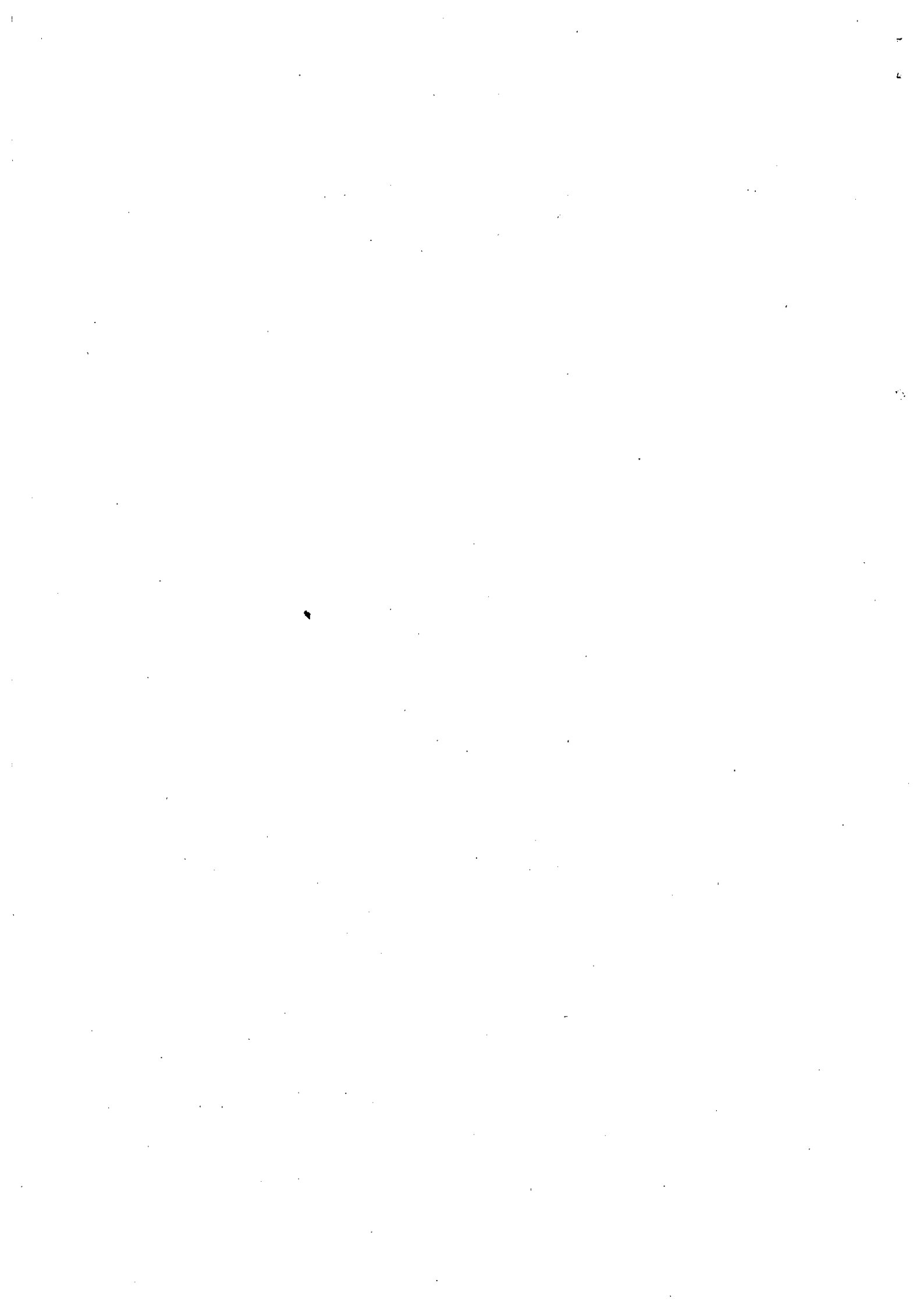
タイムスケジュールは、以下のとおり。

時 間	内 容
9：40	・オンライン交流開始
9：40～9：45	・日本及びオーストラリアの紹介及びオンライン交流の開始を想起する動画の視聴
9：45～9：50	・学生同士による自己紹介
9：50～10：30	・日本の中学生の英語レベルで楽しく交流できるような簡単なアクティビティで交流
10：30～10：50	・尾張旭市の中学生と現地校の学生による質疑応答による交流
10：50	・オンライン交流終了

5 参加者

市内中学生12名

相手校生徒12名



1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について

1 趣旨

身の回りのものごとについてじっくりと考え、テーマを持って取り組むことで、主体的に挑戦してみることや試行錯誤を繰り返しながら課題を解決するよさを実感させる環境づくりを進めることを目的に、「わくわく自由研究コンテスト」の作品募集及び展示を行い、主体的に課題解決に向かう姿勢を育成する。

2 主催

尾張旭市教育委員会

3 応募資格

(1) 小学校の部

尾張旭市立小学校在籍の小学3～6年生

(2) 中学校の部

尾張旭市立中学校在籍の中学生

4 応募方法及び応募作品の選出

(1) 応募する児童生徒は、応募用紙に必要事項を記入し、作品に添えて担任に提出する。

(2) 各小中学校は、応募作品から各学年学級数以内を選出する。

5 選出作品の搬入搬出及び展示期間

(1) 搬入日程及び搬入場所

令和4年9月7日(水) 午後1時から2時の間にスカイワードあさひ4階ギャラリーあさひに搬入

(2) 展示期間

令和4年9月9日(金)から16日(金)まで
午前9時から午後5時まで(最終日は午後3時まで)

(3) 搬出日程

令和4年9月16日(金) 午後3時から4時までの間に搬出

6 審査

(1) 審査会

令和4年9月8日(木) 午後2時から4時まで
スカイワードあさひ4階ギャラリーあさひ

(2) 審査員

尾張旭市教育委員会教育長
尾張旭市教育委員会教育委員
尾張旭市教育委員会管理指導主事

7 表彰

(1) 教育長賞

1名 賞状、副賞

(2) 優秀賞

1名 賞状、副賞

(3) 佳作

8名 賞状

8 応募にあたっての注意

(1) 作品は図や写真を含めて、応募者本人のオリジナル作品に限る。

※ 参考・引用した資料がある場合は、作品中に明記する。

(2) 他のコンクールなどで入賞した作品の応募はできない。

(3) 応募作品は個人で取り組んだものとし、2人以上のグループで取り組んだものを応募することはできない。

9 その他

(1) 応募者に記念品を用意する。

(2) 選出作品は、展示期間最終日に各小中学校が搬出し、児童生徒へ返却する。ただし、表彰作品については市役所ホールでの展示（令和4年9月20日（火）～26日（月））終了後、学校を通じ、児童生徒へ返却する。

(3) 選出者は氏名が公表される。

1 第41回市民ゴルフ大会の開催について

1 趣旨

市民がスポーツに親しみ、競技力の向上と生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう本大会を開催します。

2 日時

令和4年10月17日(月) 午前7時15分スタート

3 場所

ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場

4 参加資格

市内在住、在勤、在学のアマチュア競技者

※在学中の方は、学校長の許可証が必要。(中学生以下は参加不可)

5 定員

300人(西コース160人、東コース140人)

※過去参加者数(R2・R3はコロナにより中止のため、申込者数を掲載)

年度	西コース	東コース	合計
R3	157人	55人	212人
R2	157人	100人	257人
R1	157人	136人	293人

6 競技方法

(1) 18ホール・ストロークプレイ(ダブルペリア方式)

(2) クラスは東・西コースごとに3クラス編成(男子A・B、女子)

※男子は最近の平均スコアによりクラス分け

7 申込期間

令和4年7月5日(火)から7月15日(金)まで

8 主催等

(1) 主催

尾張旭市、尾張旭市教育委員会、尾張旭市スポーツ協会

(2) 主管

尾張旭市民ゴルフ大会実行委員会、尾張旭市ゴルフ協会

9 その他

(1) 申込及び当日の運営については、感染防止対策を講じた上で実施します。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、開催内容を変更(中止・延期を含む。)する場合があります。

第14号議案

尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について

下記の者を尾張旭市公民館運営審議会委員に委嘱するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第7号の規定に基づき、付議するものとする。

令和4年7月20日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村 晋

記

氏名	年齢	住所	所属団体等	新任・再任の別
谷口和成	65歳	尾張旭市三郷町栄53番地	尾張旭市地区公民館利用者協議会代表	新任

任期 委嘱の日から令和5年5月31日まで（前任者の残任期間）

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市公民館運営審議会委員の新田美得氏の辞職に伴う補欠委員に上記の者を委嘱するため必要があるからである。

第15号議案

令和5年度使用教科用図書の採択について

令和5年度使用教科用図書を別記のとおり採択するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第12号の規定に基づき、付議するものとする。

令和4年7月20日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村 晋

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立小中学校において、令和5年度に使用する教科用図書を採択するため必要があるからである。

愛知県令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から8の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

- 1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。
学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、5の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和4年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

6 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和4年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

8 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和4年度使用教科書と同一のものを採択すること。

令和5年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	光村図書出版	光村図書出版

令和5年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社会（地理）	無	東京書籍	東京書籍
社会（歴史）	無	東京書籍	東京書籍
社会（公民）	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽（一般）	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽（器楽）	無	教育出版	教育出版
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外国語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	教育出版	教育出版

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条 に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われなかったこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われなかったこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。